

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更（朝霞市：あずま南地区）についての理由を示したものです。

1 朝霞都市計画区域における位置等

朝霞都市計画区域に含まれる土地の区域は、朝霞市の行政区域の全域です。

2 変更理由

【朝霞市：あずま南地区】

本地区は、朝霞市の東部に位置し、東武東上線朝霞駅から北東へ約1.5キロメートル、また、都市計画道路志木和光線（一般国道254号和光富士見バイパス）に近接する区域です。

工業系の土地利用を図るにあたり、建築物の不燃化・難燃化を促進する地区として市街地の防災性の向上を図り、安全・安心のまちづくりを推進するため、市街化区域の編入に併せて準防火地域を変更するものです。

3 変更内容

【朝霞市：あずま南地区】

本地区については、現在、防火地域及び準防火地域の指定はありません。

安全・安心のまちづくりを推進するため、以下の表のとおり準防火地域を新たに指定します。

新		旧	
種類	面積	種類	面積
準防火地域	約 13.5ha	無指定	約 13.5ha
合 計	約 13.5ha	合 計	約 13.5ha

4 関連する都市計画

本地区の防火地域及び準防火地域の変更と併せて、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ・区域区分（埼玉県決定）
- ・用途地域（朝霞市決定）
- ・生産緑地地区（朝霞市決定）
- ・道路（埼玉県決定）
- ・下水道（朝霞市決定）
- ・土地区画整理事業（朝霞市決定）
- ・地区計画（朝霞市決定）